平成２１年（フ）第１５号
沖縄県宮古島市平良字西里1129番地８　和アパート２Ａ
債務者　長嶺　靖治
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２１年（フ）第１０６０号
京都府長岡京市馬場見場走り26番地３　３―301　長岡京スカイハイツ３―301
債務者　吉野　雅江（旧姓東原・大平）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８２号
京都市西京区大枝沓掛町13番地84　グランドゥール桂坂408号
債務者　渡部　美夏
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９６号
京都市伏見区中島河原田町123番地33
債務者　脇出　　弘
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２８号
京都市中京区西ノ京職司町26番地13　ライオンズマンション御池通802号、申立時住所京都市右京区京北細野町奥田２番地９
債務者　後藤　真臣
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３９号
京都市右京区嵯峨野清水町21番地18　有栖川マンション306号
債務者　西山　真奈
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４０号
京都市北区上賀茂馬ノ目町48番地１
債務者　西村興業こと　西村　雅司
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４４号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字葛原51番地の22　Ｚ―302
債務者　宮川香こと　金　　香順
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６２号
京都市山科区椥辻封シ川町10番地の２　椥辻西市営住宅３棟206号
債務者　木村ひとみ
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６５号
京都市山科区西野大手先町８番地９
債務者　石川　千恵
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６７号
京都市中京区岩上通錦小路下る松浦町861番地　四条シティハイツ503号
債務者　田鍋　直人
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６９号
京都市南区西九条南田町４番地　九条住宅1110号
債務者　松浦真理子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５１号
北海道沙流郡平取町字二風谷79番地８
債務者　小野　恭子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第１５４号
北海道小樽市桜２丁目２番27号
債務者　宮島　英之
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２１６号
北海道苫小牧市明野新町４丁目４番５号　モアプレンティ新202号
債務者　小澤　弘一
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２１７号
北海道苫小牧市明野新町４丁目４番５号　モアプレンティ新202号
債務者　小澤　　忍
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２２０号
北海道苫小牧市字沼ノ端621番地の69
債務者　緑川　慎吾
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部